

医師の働き方改革において、大学病院等で診療に従事する大学院生等の医師に対する
適切な労働者保護および処遇を求める要請

2021年1月15日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

全国医師ユニオン代表 植山直人
大学病院勤務医/大学院生 有志連合
日本労働弁護団弁護士 棗一 郎
竹村和也
市橋耕太

現在、厚生労働省(以下、貴局)が主催されている「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、医師の健康確保措置や長時間労働等を含めた医師の働き方改革について議論されているところである。現状では、一般病院を A 水準病院、地域医療確保に必要な医療機関は B 水準、研修医は C1・高度技能修得を目的とする医師は C2 水準に位置付けるとされているものの、ここに医師資格を有する大学院生等に関する記載はない。医師として診療に従事しながらも、適切な労務管理・処遇を受けられていない、いわゆる「無給医」について、医師の働き方改革の議論の俎上にすらないことは大きな問題であると考え、ここに右記要望を行うものである。

周知の通り、無給医とは大学病院等で診療に従事しているにもかかわらず研究や研鑽の名の下に適法な賃金や労働者としての処遇を受けられていない医師・歯科医師のことである。社会的な問題となり、2019年の文科省調査により全国で少なくとも2800人を超える無給医がいることが判明していることは貴局も承知のことである。

報道や文科省調査を受けて一部の大学病院では一応の処遇改善は認められてはいるものの、現状では大学の自主性に委ねられており、依然として複数の大学病院において大学院生ら医師が適法な処遇を受けられずにいる。過去には大学院生が実習の名の下に長時間労働を強いられ、過労死するという事故も起きており(2009年鳥取大院生医師過労死事件)、最近では適法な待遇を受けずに新型コロナウイルスの診療に従事させられている大学院生からの相談もある(別添1)。

今日に至るまで無給医が解決されてこなかった根本的な原因は、大学院生ら医師の労働者性が公知されておらず、労基署による法規制の前例がなかったことによると考えられる。

当然であるが、たとえ研究中の身分であったとしても医師として診療に従事し、病院開設者がその診療報酬を受益している以上は労働に他ならず、そこに研究や研鑽などの主観的要素の有無は問わない。過去に初期研修医の労働者性が争われたケースでは、最高裁は「病院の開設者の指揮監督の下にこれを行ったと評価することができる限り、上記研修医は労働基準法第9条所定の労働者に当たるといふべき」と判示している(最二判2005年6月3日;別添2)。無給医の多くが専門医資格を有する中堅医師であることを考慮するとその労働者性は明らかである。

問題が顕在化してからは複数の無給医が労基署に救済を求めて申告を行っているが、労基署がこれら医師の労働者性を個別に認定し、事業者に対して行政指導を講じた例は確認できていない。一例では、無

給医らが申告を行い、監督署が適法な待遇とは言えない状況下での診療行為の事実確認は済んでいるにもかかわらず、医師の労働者性については「精査中」という理由で労基署が法違反の可否を判断しない事案も確認されている。申告から2年以上も経過しており、この間にも上記無給医らの不当な低待遇は改善されておらず、当事者は不利益を被り続けている。

まずは厚生労働省として「医師が診療に従事する場合は、事業者は医師を労働者として適切に処遇する必要がある、また診療に従事する医師は労基法上の労働者に当たる。診療を行う主観的な理由は問わない。」という趣旨の明確な統一の見解を発出すべきである。

また、臨床・研究・教育という多面的な業務を使命とする大学病院においては、そこに勤務する医師の負担は非常に大きく、圧倒的に時間外労働が多いこともデータで示されている(別添3)。まさに大学病院は医師の働き方改革の一丁目一番地であり、ここに勤務する大学院生ら医師の処遇改善について言及しない「医師の働き方改革」は「改革」の名に値しない。医師の働き方改革の各分科会等においても無給医らが置かれる現況を直視し、速やかに議題として提示されることが期される。

以上より、私たちは貴局に対して以下のことを求めるものである。

- (ア) 病院開設者の指揮下で診療に従事する大学院生等の医師については明確に労働者であることを認め、労基法上の労働者に当たる旨を労働基準局長名で通知文を発出すること。
- (イ) 無給医ら当事者から労基署へ個別に申告がなされた場合はその申告を真摯に受け止め、速やかな事実確認を行い、必要な行政指導を遅滞なく行うこと。
- (ウ) 医師の働き方改革各分科会において、医師資格を有する大学院生における問題(無給医問題)を提示し、これらの医師が適切な待遇と労働者保護が受けられるように、厚生労働省から議題として提示すること。
- (エ) 長時間労働を担う医師に対して、速やかに長時間労働を是正する措置を取ること及び健康確保措置を取るよう、厚生労働省として医療機関に実行的な指導をすること。

別添資料)

1. A 大学病院における大学院生ら医師の就労実態調査
2. 研修医を労働者と認めた最高裁判決 (H14年)
3. 第2回医師の働き方改革に関する検討会資料3 医師の勤務実態について
(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000178016.pdf>)